

別表十二(十)

15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日			1	平	・	・	翌 期 繰 越 算 入 額 の 計	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額		16	円	
当期積立額			2					当 期 繰 越 算 入 額 の 計	均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17		
(2) の内 訳	(2)のうち損金経理 による積立額		3						均等益金算入額 (17)×――	18		
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額		4						同上以外の場合による 益金算入額	19		
積 立 限 度 額 の 計 算	空港用地取得価額の計算	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時に おける空港用地の帳簿価額	5						計 (18) + (19)	20		
		空港用地取得価額基準額 (5)× $\frac{1}{10}$	6									
積 立 限 度 額 の 計 算	所得基準額の計算	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「41の①」又は(別表 四の二「49の①」+「50の①」 +「51の①」+「52の①」))	7					15欄	当期積立額のうち損金算入額 (15)	21		
		新関空会社所得金額	8									
		新関空会社欠損金額	9									
	(((7)+(8))又は((7)-(9)))× $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10										
	所得基準額 (7)-(10)	11										
積 立 限 度 額 の 計 算	空港用地整備債務の計算	空港用地整備債務の額	12				対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	左 51 (23)-(22)	24			
		空港用地整備債務基準額 (12)-((16)-(19)) (マイナスの場合は0)	13									
	積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14										
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額			15				前 期 以 前 分	前期末における差額 (前期の(24))	28			

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の57第1項」
②区分番号に、「10404」
③適用額欄に、当該別表十二(十)15欄の金額(円単位)
を記載してください

別表十二(十)
平二十四・七・一以後終了事業年度又は連結事業年度分